

【2】 さくら市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例

【3】 さくら市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例

主な改正内容

サービス種類	改正項目	改正内容
共通事項	(1) 感染症対策の強化	感染症の発生及びまん延等に関する取組の義務化。3年の経過措置期間を設ける。
	(2) 業務継続に向けた取組の強化	感染症や災害が発生した場合であっても継続的に介護サービスが提供できるよう計画策定、研修、訓練の実施が義務化。3年間の経過措置期間を設ける。
	(3) ハラスメント対策の強化	全ての介護事業者の責務として、ハラスメント対策の強化を義務化。
	(4) 会議や多職種連携における ICT の活用	各種会議等において感染防止及び多職種連携の観点からテレビ電話等の活用推進。
	(5) 利用者への説明・同意等に係る見直し	ケアプランや重要事項説明書等について、説明・同意など書面で行うものについて、電磁的記録を原則認める。
	(6) 記録の保存等に係る見直し	介護サービス事業者における記録の保存・交付等について電磁的な対応を認めることとし、その範囲を明確化。
	(7) 運営規程等の掲示に係る見直し	感染症対策の強化の観点から、事業者内の掲示だけでなく閲覧可能な形でファイル等を備え置くことが可能。
	(8) 高齢者虐待防止の推進	利用者の人権の擁護、虐待を防止するため委員会の開催、指針の整備、研修の実施の義務化。3年間の経過措置を設ける。
	(9) CHASE・VISIT 情報の収集・活用	科学的介護データベースを活用した計画作成、ケアの質の向上。

サービス種類	改正項目	改正内容
夜間対応型訪問介護 【2】のみ	(1) オペレーターの配置基準等の緩和	①併設する施設等の職員との兼務。 ②随時訪問サービスを行う訪問看護師等との兼務。 ③他の訪問介護に事業を一部委託することが可能。 ④複数の事業所間で、通報の受付を集約化。
	(2) サービス付き高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保	事業所と同一の建物に居住するしないに関わらず、サービス提供を行うよう努める。
(介護予防)認知症対応型通所介護	(1) 管理者の配置基準の緩和	事業所の管理上支障がない場合は、共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することが可能。
	(2) 地域と連携した災害への対応の強化	避難訓練等の実施にあたって、地域住民との連携に努めること。
	(3) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・介護等の無資格の職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための措置を義務化。3年間の経過措置期間を設ける。
地域密着型通所介護 【2】のみ	(1) 地域と連携した災害への対応の強化	避難訓練等の実施にあたって、地域住民との連携に努めること。
	(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・介護等の無資格の職員に対し、認知症介護基礎研修を受講させるための措置を義務化。3年間の経過措置期間を設ける。

(介護予防)小規模多機能型居宅介護	(1) 人員配置基準の見直し	介護老人福祉施設等と小規模多機能型居宅介護事業所を併設する場合、管理者・介護職員の兼務が可能。
	(2) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・介護等の無資格の職員に対し、認知症介護基礎研修の受講させるための措置を義務化。3年間の経過措置期間を設ける。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	(1) 地域の特性に応じた認知症グループホームの確保	①ユニット数を原則「2」までを「1以上3以下」とする ②複数事業所で人材を有効に活用するため、サテライト型事業所の基準を創設
	(2) 認知症グループホームの夜勤職員体制の見直し	1ユニットごとに夜勤1人以上の配置を3ユニットの場合にあっては夜勤2人以上の配置に緩和。
	(3) 外部評価に係る運営推進会議の活用	「第三者による外部」評価の導入
	(4) 計画作成担当者の配置基準の緩和	計画作成の担当について、ユニット単位から事業者単位に1名以上の配置に緩和
	(5) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・介護等の無資格の職員に対し、認知症介護基礎研修の受講させるための措置を義務化。3年間の経過措置期間を設ける。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護【2】のみ	(1) 人員配置基準の見直し	①他の社会福祉施設等との連携を図ることにより栄養士を置かないことが可能。 ②従来型とユニット型を併設する場合は介護・看護職員の兼務が可能。
	(2) 口腔衛生管理の強化	口腔衛生管理の体制の整備と各入所者の状態に応じた口腔衛生管理を行う。3年間の経過措置期間を設ける。

	(3) 栄養ケア・マネジメントの充実	栄養士又は管理栄養士の配置。
	(4) 個室ユニット型施設の設備・勤務体制の見直し	介護・看護職員の配置について「概ね 10 人以下」から「原則として概ね 10 人以下とし 15 人を超えない」に要件緩和。
	(5) リスクマネジメントの強化	事故発生の防止のため安全対策の担当者設置の義務化。
	(6) 認知症介護基礎研修の受講の義務付け	医療・介護等の無資格の職員に対し、認知症介護基礎研修の受講させるための措置を義務化。3 年間の経過措置期間を設ける。